

共聴施設ネットワーク強靭化支援事業公募要領

1 共聴施設ネットワーク強靭化支援事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（2）

②のとおり。

(2) 実施主体

市町村（一部事務組合又は広域連合を含む。）又は市町村の連携主体

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

なお、本補助事業は、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする共聴施設について、耐災害性強化の観点から整備を行う事業であることから、共聴施設の設備老朽化に伴う単純改修は認められないことに留意されたい。

(4) 交付額

事業費の2分の1に相当する額とする。

なお、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり100万円（事業費200万円）を下限、一件あたり500万円（事業費1000万円）を上限とする。

2 提出方法

(1) 提案書類

- ① 公募申請書【実施マニュアルⅡ8別紙2】
- ② 共聴施設ネットワーク強靭化支援事業交付申請書【交付要綱様式第1号】
- ③ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱様式第1号 別紙1第3】
- ④ 工事概要書【交付要綱様式第1号 別紙3】（工事を要する場合のみ）
- ⑤ 見積書【実施マニュアル 資料11-1、資料11-2】

※公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

(2) 提出先・提出期限

公募開始日：令和3年8月27日（金）

第一次締切：令和3年10月8日（金）12:00（必着）まで

第二次締切：令和3年11月12日（金）12:00（必着）まで

公募開始日から上記のいずれかの締切までの間に、次のいずれかの方法により提出すること。なお、第一次締切に申請の案件から審査、交付決定を行い、応募多数の場合は、補助率等に補正が加わる場合があることに留意されたい。また、第二次締切以降に申請を希望される場合は、個別に総務省（総合通信局等）に相談すること。

i. オンラインにより提出。

- ・ 管轄する総合通信局等に電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により電子ファイルを提出。
- ・ Jグランツ（補助金電子申請システム）の利用による申請。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

（IEでは動作が重くなるため、IE以外のブラウザでログインすること。）

- ii. 管轄する総務省総合通信局等に正本1通、副本1通、CD-R等の電子媒体を持参又は郵送。なお、提出書類の返却は行わない。

3 申請の要件・選定方法

(1) 申請の要件

申請内容について、以下の①～④の要件を満たすかについて確認を行う。

- ① 地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする共聴施設について、耐災害性強化の観点から整備を行う事業であって、市町村又は市町村の連携主体が行うものであること。
- ② 災害対策基本法（昭和26年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画に共聴施設の位置付けに関する記載がある市町村であること。
- ③ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域であること。
 - 一 離島
 - 二 豪雪地帯
 - 三 辺地
 - 四 山村
 - 五 半島
 - 六 特定農山村
 - 七 過疎地域
- ④ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域であること。

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、第一次締切までに提出された場合には、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和3年 10月下旬	外部有識者等からの意見聴取
11月上旬	採択候補先内示・本申請
11月中旬	交付決定

5 その他

交付要綱、実施マニュアル等の関係資料の掲載 URL。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html

※関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記の「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。